

最低賃金の改善と中小企業支援の拡充による 経済好循環の実現を求める要請

内閣総理大臣 殿
財務大臣・内閣府特命大臣 殿
経済産業大臣 殿
厚生労働大臣 殿

【要請趣旨】

全労連と国民春闘共闘委員会は、最低賃金の引き上げと全国一律制の実現に向けて取り組みをすすめてきました。そのなかで、中小企業の経営者団体などとの懇談などで出されるのは中小企業の「体力」の問題です。

日本の企業で中小企業が占める割合は 99.7%で、約 7 割の労働者が中小企業で働いています。2022 年の最低賃金について中央最低賃金審議会は AB ランク 31 円、CD ランク 30 円引き上げの「目安」を出し、地方最低賃金審議会の答申で 30 円から 33 円引き上げられました。しかし、物価高騰と実質賃金の低下から、企業と家計の両方の活力を取り戻して、地域経済の「好循環」を実現し、日本のものづくりやサービス産業を発展させるため、最低賃金の大幅に引き上げとともに中小企業支援の拡充は喫緊の課題です。

2022 年地方最賃審議会答申の付帯決議のうち、4 分の 3 が中小企業・小規模事業者に対する実効性のある支援のための現行制度の拡充や早急な制度創設を強く求めています。

現行の中小企業・小規模事業者支援策を強化するとともに新たな助成制度の創設、物価高騰に伴う材料費やエネルギー、労務費の上昇分を価格転嫁できるようにするための取引の適正化、公契約による地域内再投資を強化するため、中小企業憲章に基づき、地域経済の主役である中小企業・小規模事業者への支援の強化を要請します。また、中小の事業者に重くのしかかる消費税の税率引き下げとインボイス制度を中止し、導入しないことを求めます。

【要請事項】

- 最低賃金を引き上げるため、中小企業に対する特別補助などを創設してください。特に、中小企業とそこに働く労働者の社会保険料負担の減免制度などを早急に実施してください。
- コスト増分の価格転嫁を阻害する行為への監督指導の強化、優越的地位の濫用禁止や不当廉売・原価割れ発注の禁止、短納期の規制など公正取引を確立してください。そのために、独占禁止法と下請二法を抜本改正してください。
- 中小企業への官公需発注の増額と発注価格の適正化を行ってください。受託企業の適正な労務費と利益を保障する公契約法を制定し、地方自治体での公契約条例の普及を支援してください。
- 中小企業対策費を大きく増額し、施策充実をはかってください。新規事業開拓や研究開発、雇用・能力開発、労働条件改善、人材確保などに関する中小企業への助成を拡充してください。
- 中小企業への低利融資や貸付条件の変更など、円滑な資金提供を行うよう金融機関を指導し、企業再生ファンドの活動ガイドラインを示すなど、中小企業が経営を継続できるための施策を強めてください。
- 消費税を 5%へ減税し、免税点の引き上げを行ってください。インボイス制度は中止し、導入しないでください。法人税は累進課税とし、大企業に応分の負担を求めてください。法人税の外形標準課税制度は導入しないでください。

2023 年 月 日

(団体・法人名及び住所)

(代表者名)